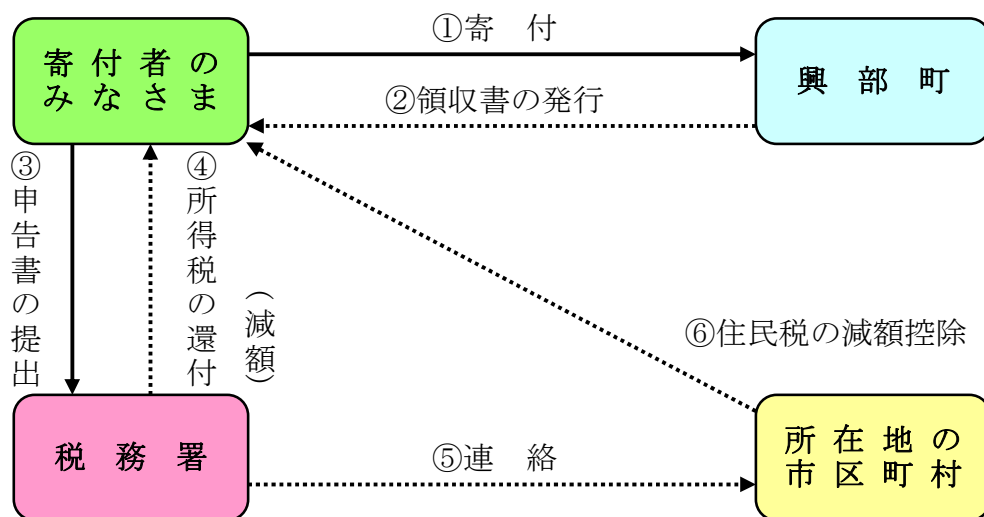


ふるさと「おこっぺ」を応援してください！！



「生まれ育ったふるさとを応援したい」という方が、ふるさとの自治体に寄附をした場合に、所得税・個人住民税が一定額まで控除される、「ふるさと納税制度」が始まりました。「興部を応援したい」「興部に何か貢献したい」「ふるさと興部町を元気にしたい」という思いをふるさと応援寄附金として受け付けておりますので、ご支援よろしくお願いたします。

【ふるさと納税の手続きイメージ】



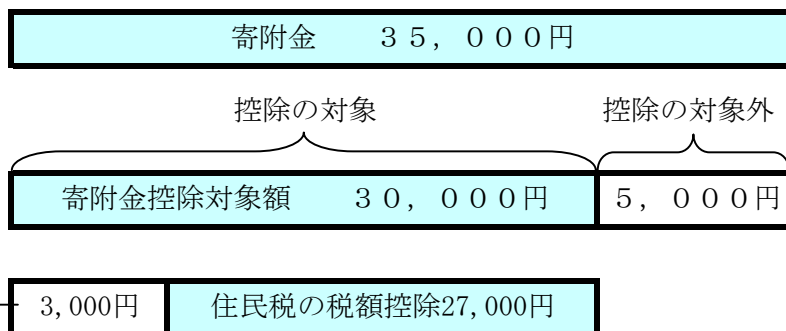
【寄附金控除の具体例】

夫婦+子供2人（年収700万円 個人住民税所得割額30万円 所得税の税率10%の場合）

興部町に3万5千円 寄附

所得税・住民税から3万円の税金を軽減（確定申告が必要）

所得税より控除 ←



※ 納めるべき税額が控除額に満たない場合は、納めるべき税額を限度額として控除されます。

【寄附の方法】

※寄附は個人、法人を問わずどなたでもできます。

①寄附申込書を郵送、FAXのいずれかで提出してください。

※寄附申込書はこちら（[PDFファイル](#)）（[Wordファイル](#)）からダウンロードしてください。また郵送、FAXをご希望の方は、下記担当課までご連絡をお願いいたします。

※寄附金を役場に持参いただく場合は、事前に申込書を提出していただく必要はありません。寄附金と一緒に提出できます。

②役場からの振込用紙の送付（振込の場合）

③寄附金の納入

【振込の場合】

役場から届いた振込用紙で 郵便局（ゆうちょ銀行）から寄附金を納入してください。振込み手数料はかかりません。振込用紙の控えは大切に保管してください。

【持込の場合】

寄附申込書と寄附金を役場にお持ちください。ただし、受領は平日（開庁日）とさせていただきます。

④寄附金受領書の受け取り

役場から受領した旨の証明書として寄附金受領書を郵送します。寄附金受領書は申告（税額控除）に必要ですので、大切に保管ください。

⑤申告（寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です）

翌年の3月15日までにお住まいの市区町村もしくは税務署で確定申告をしてください。寄附金受領書は申告（税額控除）に必要ですので、大切に保管ください。

【寄附金の使途を指定】

寄附を申込み際に次のメニューから寄附金の使途を指定していただきます。

○生活基盤の向上に関する事業

【例えば・・・災害等・防災対策、交通安全・防犯対策等】

○産業の振興に関する事業

【例えば・・・農林漁業の振興、商工業の振興等】

○保健・医療・福祉の向上に関する事業

【例えば・・・子育て支援、健康と生きがい対策、障がい者福祉の推進等】

○教育・文化・スポーツの推進に関する事業

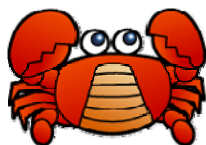
【例えば・・・幼児教育・学校教育の充実、スポーツの振興等】

○生活環境の向上に関する事業

【例えば・・・環境保全ときれいな環境づくりの推進等】

○協働によるまちづくりの推進に関する事業

【例えば・・・自治会活動の支援、酪農の丘整備事業の推進、定住促進等】



★町外者の方で年間1万円以上の寄附をされた方には、『興部町ふるさと便』として特産品を贈呈！！

いただいた寄附金は「興部町ふるさと応援基金」に積み立て、指定のあったメニューの財源として有効に活用させていただきます。

《詐欺にご注意ください！！》

興部町では寄附金に関するPRをさせていただいておりますが、突然、振込用紙を送ることはありません。詐欺には十分お気を付けください。



ふるさと応援寄附の窓口・お問い合わせは

興部町役場 企画財政課 財政係

〒098-1692 北海道紋別郡興部町旭町

電話 (0158) 82-2131 内線322・323

FAX (0158) 82-2990

Eメール okp-kikaku@town.okoppe.lg.jp



町花 はまなす

